

令和6年度 渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金 申請の手引き

家庭における温室効果ガスの排出を抑制するとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、定置用リチウムイオン蓄電池システム、住宅用太陽光発電システム、V2H、EV又はPHEV及びペレットストーブを導入した市民に対し、予算の範囲内でその費用の一部を助成します。

なお、補助金交付申請手続きをされる方は、必ず「渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付要綱」及び「渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付要領」の内容をご確認ください。

	ページ
1 補助対象となる人	1
2 補助対象となる設備	1
3 申請の受付	3
4 申請の期限	3
5 申請から交付までの流れ	4
6 補助金の額	5
7 補助対象となる経費	5
8 申請に必要な書類	5
9 補助金の交付決定	12
10 補助金の交付請求	12
11 補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還	12
12 その他	12
13 Q&A	12
14 提出書類チェックシート	14
15 関係様式	16

1 補助対象となる人

補助金申請時に次の要件を全て満たす人です。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されていること。(EV又はPHEVの申請については1年以上記録されていること。)
- (2) 対象設備等を設置又は購入した住宅に居住していること。
- (3) 対象設備等の設置又は購入に要する費用を負担していること。
- (4) 電力会社と電力受給契約を締結していること(ペレットストーブの申請についてはこの限りでない)。
- (5) 渋川市暴力団排除条例(平成24年渋川市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 市税の滞納がないこと。
- (7) 対象設備等のうち過去に同種の補助金の交付を本市から受けていないこと。

※住宅とは：自ら居住し、その人の住民票に記載されている住所にある建築物をいい、居住部分が過半を占める店舗等との併用建築物も含まれます。ただし、賃貸住宅や別荘などとして一時的に使用する場合や、申請者が居住せず賃貸、販売等の営利目的とする建築物は除きます。

2 補助対象となる設備

各対象設備等において、次の要件を全て満たすものです。なお、増設分は対象になりません。

定置用リチウムイオン蓄電池システム

- 1 定置用リチウムイオン蓄電池で、蓄電池部と電力変換装置がシステムとして一体的に構成されているもの。
- 2 蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上であること。
- 3 設置前において、使用されていないこと。対象設備が設置された建売住宅を購入した場合は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第2条第2項に規定する「新築住宅」であり、且つ当該設備の設置にかかる経費が明確であること。
- 4 住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに設置又は同時に設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。

住宅用太陽光発電システム

- 1 住宅又は同一敷地にある倉庫、車庫等の屋根へ設置し、低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの。
- 2 本システムにより発電した電力が、当該住宅用太陽光発電システムを設置した住宅の居住部分において使用されていること。
- 3 太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい

方の合計値が10キロワット未満のもの。

※合計値は、小数点以下2桁未満切り捨て。

- 4 設置前において、使用されていないこと。対象設備が設置された建売住宅を購入した場合は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第2条第2項に規定する「新築住宅」であり、且つ当該設備の設置にかかる経費が明確であること。
- 5 定置用リチウムイオン蓄電池システム又はV2Hと同時に設置し、常時定置用リチウムイオン蓄電池システム又はV2Hと接続していること。
- 6 電力会社と電力受給契約を締結し、現に電力を受給していること。

V2H

- 1 EV又はPHEVに充電し、EV又はPHEVに搭載された電池と住宅の分電盤を接続することで電気を相互に供給することが可能であること。
- 2 設置前において、使用されていないこと。対象設備が設置された建売住宅を購入した場合は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第2条第2項に規定する「新築住宅」であり、且つ当該設備の設置にかかる経費が明確であること。
- 3 住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに設置又は同時に設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。
- 4 一般財団法人次世代自動車振興センター（以下「NeV」という。）が実施する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」において補助対象としているV2Hであること。

EV又はPHEV

- 1 新車であること。
- 2 自家用車に使用する車両であって、補助金申請者が車両所有者及び車両使用者であること。（割賦(残価設定割賦を含む。)による購入の場合は、販売店又はファイナンス会社等が車両所有者であっても補助対象とする。）。
- 3 NeVが実施する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」において補助対象としているEV又はPHEV（普通自動車、小型自動車又は軽自動車に限る。）であること。
- 4 V2Hと接続する機能を有する車両であること。
- 5 EV又はPHVの保管場所となる住宅にV2Hが設置されていること又は当該車両の購入とともに設置すること。

ペレットストーブ

- 1 製材端材、間伐材等の木材を粉碎したオガ粉を円筒状に固めた木質ペレットを燃料として使用するもの。
- 2 設置前において、使用されていないこと。
- 3 居住する住宅内に設置していること。

3 申請の受付

受付期間: 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)の市役所開庁日

※受付は、午前8時30分～午後5時15分までです。

※本庁舎2階環境森林課窓口へ必要書類一式を持参してください。郵送での申請は受付しません

※申請書の日付けは、未記入でお持ちください。

※窓口にて、申請書類等の不備がないか確認をします。時間に余裕を持ってお出かけください。なお、書類等の不備があった場合は、申請書類一式を返却します。

※予算額に達した場合は、受付期間内であっても受付を終了いたします。

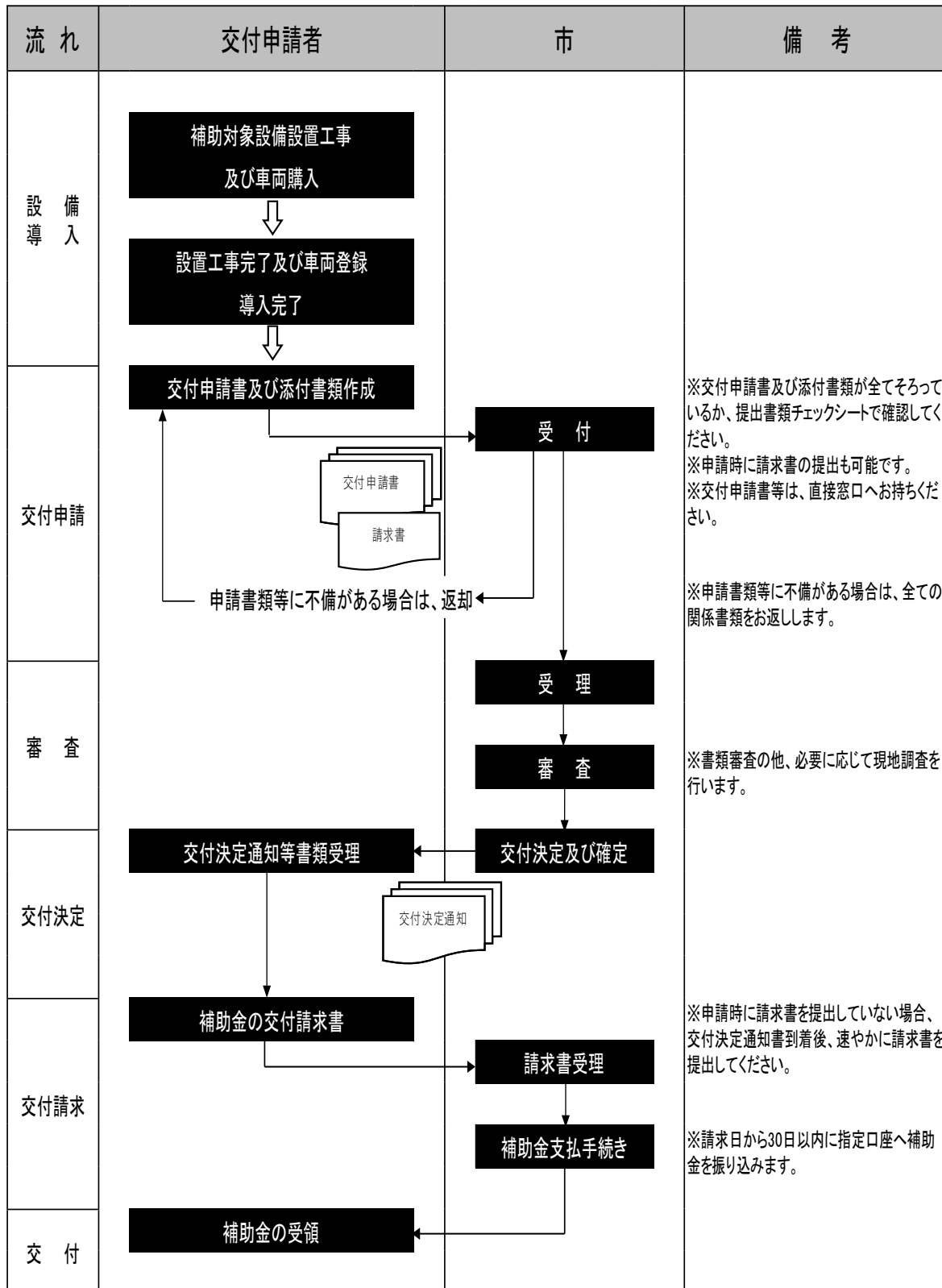
4 申請の期限

導入日から6か月以内に、申請してください。

申請期限を過ぎてからの申請は、いかなる理由があっても受け付けませんのでご注意ください。

※導入日とは：対象設備代金の領収日又は保証の開始日のいずれか早い日をもって導入日とします。ただし、住宅用太陽光発電システム及び住宅用太陽光発電システムとともに設置する定置用リチウムイオン蓄電池システム及びV2Hにおいては電力受給を開始した日（受給開始希望日ではありません）とします。また、EV又はPHEVについては、自動車検査証の初年度登録日とします。

5 申請から交付までの流れ



6 補助金の額

対象設備により、補助金の額が異なります。

定置用リチウムイオン蓄電池システム

蓄電容量

4キロワットアワー未満 30,000円

4キロワットアワー以上 50,000円

住宅用太陽光発電システム

30,000円

V2H

50,000円

EV又はPHEV

50,000円

ペレットストーブ

補助対象経費の2分の1（上限50,000円、1,000円未満の端数切り捨て）

7 補助対象となる経費

補助対象経費は、対象設備等の設置及び購入に係る費用です。ただし、ペレットストーブは、本体価格のみが対象経費となります。住宅の新築費用等は対象外です。

8 申請に必要な書類

下記必要書類の全て及び提出書類チェックシートを、申請期限までに提出してください。

なお、交付申請は、各対象設備につき各1回限りです。

交付申請書

書類名称	書類作成にあたっての留意事項等
渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)	様式は、HP(ID:P-006515)からダウンロードできます。 ※交付申請書及びその他添付書類の氏名及び住所が、全て同一であることを確認してください。 ※消せるボールペンでの交付申請書作成は、不可です。

添付書類

【共通して必要となるもの】

書類名称	書類作成にあたっての留意事項等
(1) 対象設備の工事請負・売買契約書	<p>対象設備を設置及び購入したことが確認できる契約書の写しを添付してください。</p> <p>※申請者本人が契約したもの</p> <p>※原則として発注者が保管する契約書の写しとし、申請者と事業者双方の記名捺印、消印の施された収入印紙が貼付されたもの</p> <p>※当初契約後に変更契約している場合は、原契約及び変更契約の全ての契約書写しを添付してください。</p> <p>※契約書で補助対象経費等の内訳が確認できない場合は、(5) 工事明細書等の補助対象経費の項目別金額が確認できる書類を添付してください。</p>
(2) 支払証拠書類	<p>申請者本人が対象設備の経費を支払ったことが確認できる領収書等の写しを添付してください。</p> <p>※申請者あてに発行されたもの</p>
(3) 住民票の写し (<u>原本</u>)	<p>発行後3か月以内のもので、発行された住民票の写しの<u>原本</u>を添付してください。(住民票の写しとは、市民課等で交付された証明書のことで、交付された証明書を複写したものではありません。)</p> <p>申請者を含む世帯全員が記載されたものを添付してください。</p>
(4) 申請者の市税に未納額のないことを示す証明書 (<u>原本</u>)	<p>発行後1か月以内のもので、証明書の<u>原本</u>を添付してください。</p>
(5) 工事明細書等の補助対象経費の金額が確認できる書類	<p>契約書の写しで補助対象経費が確認できない場合は、添付してください。</p> <p>※値引きがある場合は、添付書類の項目別金額の欄外に「値引後〇〇円」と追記してください。</p>
(6) 電力会社との受給契約の内容が確認できる書類	<p>電力会社との受給契約したことが確認できる書類の写しを添付してください。</p> <p>※東京電力と契約している場合は、「電力受給契約申込書兼系統連</p>

<p>※ペレットストーブの申請には必要ありません。</p>	<p>携申込書」・「接続契約のご案内」（宛名・発電場所・受電地点特定番号・発電出力及び接続契約を締結した旨が記載されているもの）・「購入電力量のお知らせ」等の写しを添付してください。</p> <p>※電力受給契約の内容が確認できる書類の写しは、電力会社の承諾日の記載が必要です。</p> <p>※検針票「購入電力量のお知らせ」が発行されない場合、発電者本人が利用している「購入実績お知らせサービス～購入電力量のお知らせ～」を印刷したもの（発電者情報・購入実績・発電設備情報が記載されているもの）を添付してください。</p>
<p>(7) その他市長が必要と認めるもの</p>	<p>下記に該当する場合は添付してください。</p> <p>その他、必要書類の提出をお願いする場合があります。</p> <p>①店舗等併用住宅の場合、建物の間取り図（任意様式）</p> <p>②対象システムを住宅以外の建物（同一敷地にある倉庫、車庫等）の屋根へ設置した住宅用太陽光発電システムと接続する場合、太陽電池モジュールを設置した建物の全景写真、住居（発電した電力の引込み先）の全景写真及び発電した電力の引込み先住居と設置建物の位置関係の図面（任意様式）</p> <div data-bbox="746 1055 1251 1473" data-label="Diagram"> </div>

【定置用リチウムイオン蓄電池システムの申請に必要なもの】

書類名称	書類作成にあたっての留意事項等
<p>(1) 蓄電容量が確認できる書類</p>	<p>契約書の写し等で対象機器の蓄電容量が確認できない場合は、メーカーカタログ等の写しを添付してください。</p>
<p>(2) 設置箇所の位置図</p>	<p>住宅のどこに設置しているのかがわかる設置箇所の位置図を添付してください。</p>
<p>(3) 写真</p>	<p>設置工事完了写真として、次の2つを添付してください。</p>

	<p>※所定の写真が撮影されていない場合や不鮮明な場合は、再度の撮影をお願いする場合があります。</p> <p>※カラー写真又はカラー印刷したものを添付してください。</p> <p>①定置用リチウムイオン蓄電池を設置した建物全体写真</p> <p>※外観から定置用リチウムイオン蓄電池及び太陽電池モジュールの設置が確認できる写真</p> <p>※建物の立地上、定置用リチウムイオン蓄電池及び太陽電池モジュールが1枚の写真に収まらない場合は、何点かに分けて撮影してください。</p> <div data-bbox="611 640 1356 1050" data-label="Image"> </div> <p>②定置用リチウムイオン蓄電池の設置写真</p>
<p>(4) 型式名、製造番号、保証開始日が確認できる資料</p>	<p>定置用リチウムイオン蓄電池の型式名、製造番号、保証開始日が確認できる書類(保証書の写し等)を添付してください。</p>
<p>(5) 接続する太陽光発電システムの設置状況が確認できる書類</p>	<p>太陽電池モジュールの設置写真、システム配置図の写し等を添付してください。</p> <p>※この補助金で補助対象とする住宅用太陽光発電システムと接続する定置用リチウムイオン蓄電池システムのみ補助対象となります。</p>

【住宅用太陽光発電システムの申請に必要なもの】

書類名称	書類作成にあたっての留意事項等
<p>(1) 電力購入を開始した日を証する書類</p>	<p>電力購入を開始した日を証する書類の写しを添付してください。</p> <p>※東京電力と契約している場合は、「電力受給契約申込書兼系統連携申込書」「接続契約のご案内」(宛名・発電場所・受電地点特定番号・発電出力及び接続契約を締結した旨が記載されている</p>

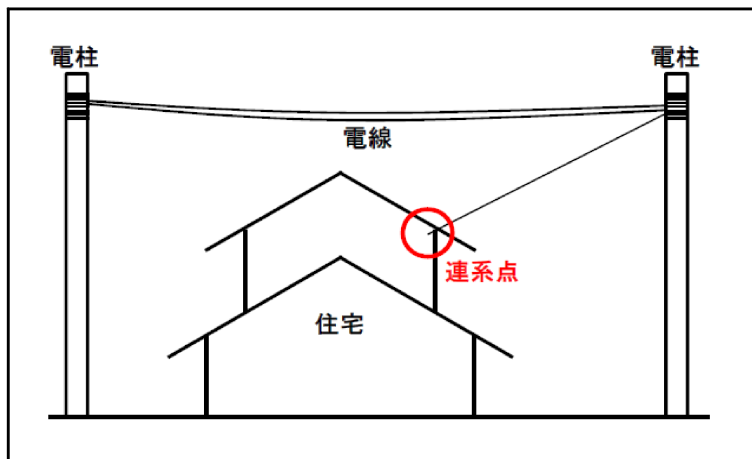
	<p>もの) 及び「購入電力量のお知らせ」等の写しを添付してください。</p> <p>※電力受給契約の内容が確認できる書類の写しは、電力会社の承諾日の記載が必要です。</p> <p>※電力購入を開始した日を証する書類の写しは、設備ID、発電出力、電力購入を開始した日が記載されている必要があります。</p> <p>※検針票「購入電力量のお知らせ」が発行されない場合、発電者本人が利用している「購入実績お知らせサービス～購入電力量のお知らせ～」を印刷したもの（発電者情報・購入実績・発電設備情報が記載されているもの）を添付してください。</p>
(2) 出力対比表	<p>メーカーが発行する出力対比表の写しを添付してください。</p> <p>※太陽電池モジュール設置枚数分の製造番号と出力値が記載されているもの</p> <p>※太陽電池モジュールに梱包されている製造番号票をコピーする場合は、全ての製造番号及び出力値が記載されている必要があります。</p>
(3) システム配置図	<p>(5) 写真で求める「②太陽電池モジュールの設置写真」においてモジュール枚数が確認できない場合は、システム配置図の写しを添付してください。</p>
(4) パワーコンディショナの型式名と製造番号及び定格出力が確認できる資料	<p>パワーコンディショナの型式名と製造番号及び定格出力が確認できる資料として、銘板の写真、保証書の写し又は検査成績証の写しを添付してください。</p>
(5) 写真	<p>設置工事完了写真として、次の3つを添付してください。</p> <p>※所定の写真が撮影されていない場合や不鮮明な場合は、再度の撮影をお願いする場合があります。</p> <p>※カラー写真又はカラー印刷したものを添付してください。</p> <p>①太陽電池モジュールを設置した建物全体写真</p> <p>※外観から太陽電池モジュールの設置が確認できる写真</p> <p>②太陽電池モジュールの設置写真</p> <p>※太陽電池モジュールの枚数が確認できる写真</p> <p>※屋根の形状によって複数の面に設置した場合は、設置した全ての面の写真</p> <p>※設置面や建物の都合上、太陽電池モジュールの全枚数の写真が撮影できない場合は、(3)システム配置図の写しを添付してくだ</p>

さい。

③**連系点建物全体写真**

※連系点及び連系する電柱を含めて撮影した建物全体写真

※撮影した際に連系点の不鮮明になる場合は、連系点部分を撮影した写真も追加添付してください。



【V2Hの申請に必要となるもの】

書類名称	書類作成にあたっての留意事項等
(1) 仕様、規格等 が確認できる書類	メーカーカタログの写し等、対象設備であることが確認できる書類を添付してください。
(2) 設置箇所の位置図	住宅のどこに設置しているのかがわかる設置箇所の位置図を添付してください。
(3) 写真	設置工事完了写真として、次の2つを添付してください。 ※所定の写真が撮影されていない場合や不鮮明な場合は、再度の撮影をお願いする場合があります。 ※カラー写真又はカラー印刷したものを添付してください。 ①V2Hを設置した 建物全体写真 ※外観から太陽電池モジュールの設置が確認できる写真 ※建物の立地上、太陽電池モジュールが1枚の写真に収まらない場合は、何点かに分けて撮影してください。 ②V2Hの 設置写真
(4) 型式名、製造番号及び保証開始日が確認できる資料	V2Hの型式名、製造番号、保証開始日がわかる資料（保証書の写し等）を添付してください。

料	
(5) 接続する太陽光発電システムの設置状況が確認できる書類	太陽電池モジュールの設置写真、システム配置図の写し等を添付してください。 ※この補助金で補助対象とする住宅用太陽光発電システムと接続するV2Hのみ補助対象となります。

【EV又はPHEVの申請に必要なもの】

書類名称	書類作成にあたっての留意事項等
(1) 仕様、規格等が確認できる書類	メーカーカタログの写し等、補助対象であることが確認できる書類を添付してください。
(2) 自動車検査証	自動車検査証の写しを添付してください。
(3) 写真	次の2つを添付してください。 ※所定の写真が撮影されていない場合や不鮮明な場合は、再度の撮影をお願いする場合があります。 ※カラー写真又はカラー印刷したものを添付してください。 ①EV又はPHEVの保管場所となる車庫等を含む 建物全体写真 ②EV又はPHEVの写真 ※保管場所において、 車両番号が確認できる写真 ③V2Hと別に申請する場合は、保管場所でV2Hに接続できることが確認できる写真

【ペレットストーブの申請に必要なもの】

書類名称	書類作成にあたっての留意事項等
(1) 仕様、規格等が確認できる書類	メーカーカタログの写し等、対象設備であることが確認できる書類を添付してください。
(2) 設置箇所の位置図	住宅のどこに設置しているのかがわかる設置箇所の 位置図 を添付してください。
(3) 写真	設置工事完了写真として、ペレットストーブの 設置写真 を添付してください。 ※所定の写真が撮影されていない場合や不鮮明な場合は、再度の

	<p>撮影をお願いする場合があります。 ※カラー写真又はカラー印刷したものを添付してください。</p>
<p>(4) メーカー、製造番号、保証開始日が確認できる資料</p>	<p>ペレットストーブのメーカー、製造番号、保証開始日が確認できる書類(保証書の写し等)を添付してください。</p>

9 補助金の交付決定及び確定

交付申請書の内容を審査し、申請のあった日から14日以内に渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）の送付により、補助金交付の可否を通知します。

なお、審査にあたり現地調査を行う場合があります。

10 補助金の交付請求

補助金の交付を決定した場合、申請時に渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付請求書（様式第3号）の提出がなかった方には様式第2号とあわせて様式第3号を送付します。必要事項を記入の上、環境森林課へ持参又は郵送にて提出してください。

なお、請求日から30日以内に指定口座へ振り込みます。記帳により入金をご確認ください。

11 補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還

偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けた場合、又は補助対象設備等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過する前に、移動、転売、譲渡、交換、貸付け又は担保に供した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、補助金を返還しなければなりません。

12 その他

補助対象者は、対象設備の導入に関する帳簿及び書類を備え付け、交付決定が確定した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

13 Q&A

Q1 居住する住宅以外の建物(倉庫や車庫の屋根)に設置された太陽光発電システムと対象設備を接続する場合は、補助対象となりますか？

A1 補助対象となります。この場合、太陽電池モジュールを設置した建物の全景写真、住居（発電した電力の引込み先）の全景写真及び発電した電力の引込み先住居と設置建物の位置関係の図面（任意様式）を添付書類として提出してく

ださい。

Q2 二世帯住宅の場合、それぞれの世帯で太陽光発電システムの設置契約等をすれば、それぞれ補助金の交付申請をすることができますか？

A2 1住宅1システムを基本的な考え方とします。

複数世帯住宅は、同一建物・同一物件とみなし、各世帯からの交付申請はできません。ただし、同一敷地内に（区分登記可能な）専用住宅が2棟建っていて各住宅へ居住する世帯が異なる場合で、契約関係等全てが各世帯で独立している場合は交付申請できます。

Q3 補助金申請者と電力受給契約者が違います。補助金の対象となりますか？

A3 補助の対象とはなりません。 補助金申請者＝対象設備導入にかかる契約者＝領収書の宛名＝電力受給契約者でなければなりません。

ただし、EV又はPHVの申請においてのみ、電力受給契約者と同一世帯の者が導入（購入）者である場合には、補助の対象となります。

Q4 購入電力量のお知らせに記載されている住所地が、実際の住所地と異なります。

A4 電力会社へ正しい住所地を連絡し、住所地が訂正された購入電力量のお知らせを添付してください。

Q5 交付申請書を提出した際に不足書類等があった場合、不足書類等は後日提出するので、その他の申請書類を市で預かっておいてもらえますか？

A5 申請書類等に不備があった場合は、一旦全ての書類をお返しします。不備を直した後、改めて窓口へ持参してください。

Q6 申請書類等の不備を直して再度提出しようとしたら、市税に未納額のないことを示す証明書が発行から1か月を過ぎてしまいました。新たに証明書を取り直す必要がありますか？

A6 新たに証明書の発行を受け、交付申請書に添付してください。

Q7 補助対象となる要件は1つでも満たさない場合は対象外となりますか？

A7 要件を全て満たす設備のみが補助対象となりますので、1つでも満たさない場合は対象外となります。

Q8 リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池は、対象となりますか？

A8 対象外となります。 補助対象設備はリチウムイオン蓄電池です。鉛、ニッケル水素蓄電池等は対象にはなりません。